

平成31年2月28日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会 議 名 総務文教委員会

2 日 時 平成31年2月28日(木) 9時59分開会
15時34分閉会

3 場 所 第2委員会室

4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原恵美委員、濱之上大成委員、
木下孝行委員

5 事務局職員 議事係長 牟田 昇

6 説 明 員

・企画調整課

課 長 山下 友治 君 係 長 岩下 亮一 君

・総務課

課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子 君

・教育総務課

課 長 山元 正彦 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君

係 長 尾上 国男 君

・福祉課

課 長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩二 君

・生涯学習課

課 長 尾塚 禎久 君 係 長 吉國 耕二 君

7 会議に付した事件

- ・議案第11号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第12号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第16号 阿久根市工場立地法地域準則条例の制定について
- ・議案第21号 濱風ゆめみらい奨学金貸付基金条例の制定について
- ・平成30年請願第1号 阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する請願書
- ・陳情第4号 阿久根庁舎へのエレベーター設置等についての陳情
- ・所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第11号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 阿久根市工場立地法地域準則条例の制定について、議案第21号 濱風ゆめみらい奨学金貸付基金条例の制定について、陳情第4号 阿久根庁舎へのエレベーター設置等についての陳情であり、継続審査としておりました平成30年請願第1号 阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する請願書を含め、議案5件、請願1件、陳情1件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、議案5件の表決まで済んでから、請願及び陳情の審査に入りますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、始めに、企画調整課の出席をお願いします。

(企画調整課入室)

○議案第16号 阿久根市工場立地法地域準則条例の制定について

大田重男委員長

それでは、初めに、議案第16号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第16号について、御説明申し上げます。この条例は、工場立地法に定める緑地面積等の割合を緩和しようとするものであります。工場立地法では、一定規模の工場を設置する場合、国の準則に定める割合で、その敷地等に緑地等を設けるべきこととされております。そして、緑地等の割合について、国の準則によるよりも、他の準則によることが適切と認められる区域がある場合は、市は国の基準の範囲内において条例で別にその区域における準則を定めることができるとされております。このことから、工場立地を促進し、企業活動を活性化させるためこの条例を制定しようとするものであります。

第1条は条例の趣旨を定めるものであり、工場の立地に関する法律の準則に代えて、本市における準則を定めることとするものであります。第2条は定義を定めるものであり、条例の用語は、工場立地法で使用されている用語の意義をそのまま用いることとしております。第3条は市の準則を適用する区域と、その区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を規定したものであります。国の準則では、全ての区域において、緑地の面積の敷地面積に対する割合は100分の20以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合は100分の25以上と定められていますが、国の敷地面積割合を緩和することとして市準則を定め、企業等の立地を促そうとするものであります。具体的には、国の準則に

代えて面積率を都市計画法の第2種区域である準工業地域では緑地を100分の10以上、環境施設を100分の15以上、第3種区域である工業地域及び第4種区域のその他の地域では緑地を100分の5以上、環境施設を100分の10以上にしようとするものであります。第4条は、緑地面積を算定する際に、緑地とその他の施設の重複する緑地面積の敷地面積に対する算定方法を規定したものであり、国の基準では100分の25までしか緑地面積に算入できない重複緑地の割合を、条例で100分の50まで算入することができるようにしようとするものであります。第5条は、特定工場の敷地が緑地等の敷地面積割合の異なる2以上の区域にわたる場合における条例の適用について定めたものであり、工場の敷地のうち、第3条の表に規定する区域の敷地の割合がもっとも高いときは、当該敷地割合がもっとも高い区域に係る緑地等の割合を敷地の全部に適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合がもっとも高いときは、敷地の全部についてこの条例を適用しないこととするものであります。第6条は、委任規定であり、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとするものであります。最後に、附則は第1項で条例の施行期日を平成31年4月1日とし、第2項で既存工場に係る緑地及び環境施設の面積の算定について経過措置を定めるものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

先の本会議では、新たに1社が該当するのではないかというお話を伺ったんですけれども、第何種区域になるんですかね。

山下企画調整課長

請願を受けている事業者が所在する区域は第2種区域に該当するかと思います。

渡辺久治委員

2種区域にというのは、現都市計画区域になりますかね。

濱田洋一委員

今の渡辺委員のあいつ門に関連してなんですけれども、1企業からの相談があったということで、例えば、現在阿久根市にある企業の方からなのか、それとも新たに市外からのそういった相談があったのか、そこを教えてください。

山下企画調整課長

現在、阿久根市内に所在している事業者の方から御相談を受けたところでございます。

竹原恵美委員

今、緩和した値を阿久根市に適用するというふうに計画されているということなんです、その値、数自体が、例えば申請が上がってくるであろう企業の建設計画がありきで値が出ているようなものでは困るんですけれども、何が理由というか、理屈というか、今の値に緩和するというの理由は何かありますか。

山下企画調整課長

具体的な動機は企業からの相談を受けたことでございますが、これを受けて他市の状況等も確認いたしました。また、国の基準の範囲内でもっとも緩和できる範囲で、もっとも大きく緩和しようという値がこの数字でございましたので、基準を最大限緩和することとして企業活動を今後活性化させていきたいと、こういう思いから条例制定にいたったというものでございます。

竹原恵美委員

最大の緩和が阿久根の市街地に適するかという現状としてはいかがでしょうか。

山下企画調整課長

国の基準の範囲内で最大限の緩和をすることといたしました。御案内のとおり、阿久根市においては田園都市部と言いますか、周囲の緑地等もある状況の中で、基本的には企業の中で緑地を確保していくことが望ましいと思いますが、阿久根市においては今後も企業立地を促進していくことが、このような産業の活性化のためには必要なことではないかと判断をいたしまして、他の団体でも同様に最大限緩和されている状況を踏まえて、このような数値での緩和条例を策定したということでございます。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

濱之上大成委員

28ページの4条のですね、敷地が2以上の区域にわたる場合とは、具体的に言うと例えば2つ区画があって、1区画のほうにだけ緑地をと、それを一緒にできないと。1つ1つの区画よっての割合ということで理解していいですかね。

山下企画調整課長

この規定は敷地が2つの区域、例えば3条の表の第2種の区域と、その他の区域の2つにまたがって整備される場合に、どちらを適用するのかということですがけれども、その際にはそのまたがる敷地のうちにもっとも大きい面積を占める区域の割合を全てに適用すると、こういう意味でございます。

大田重男委員

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第16号についての質疑を終結いたします。

(企画調整課退室、総務課入室)

○議案第12号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第11号を議題とし、審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

松崎総務課長

総務文教委員会に付託されました議案第11号から議案第13号について、順次説明を申し上げます。

議案第11号についてですが、条例改正の主な内容は、補足説明でも申し上げましたが、議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げ、年間の支給割合を3.3月分から3.35月分にしようとするものであります。具体的には、平成30年度におきましては12月に支給する期末手当の支給割合を、100分の172.5から100分の177.5に改め、また平成31年度以後においては、6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を100分の157.5及び100分の177.5から100分の167.5に改め、6月期と12月期の支給割合を均等に配分しようとするものであります。

次に、附則であります、条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は

平成31年4月1日とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成30年12月1日から適用することとするほか、内払について規定しております。

以上で補足説明を終わりますが、御審議をよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

この質問はほんとに難しいんですけども、これ具体的にこうした場合に、給与は上がるとか下がる、変わらないのか、均等ということは変わらないということで考えていいんですか。

松崎総務課長

これは議員報酬に係る分ですので、期末手当に関する改正でありますので、平成30年度分については12月期の、すでに支給されているんですが、この支給された分について、0.05月分追加して支給をするものであります。平成31年度においては、その0.05月の30年度中の増加分を6月と12月に均等に分けて、30年度と同率で支給しようとするものであります。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第11号について、質疑を終結します。

○案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第12号を議題とし、審査に入ります。

松崎課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第12号について御説明を申し上げます。議案書は8ページになります。条例改正の主な内容は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間それぞれ0.05月分引き上げ、年間の支給割合を3.3月から3.35月にしようとするものであります。改正内容につきましては、先ほど申し上げました議案第11号と同一の内容でありますので、詳細については省略をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

市長が説明の中で、削減をもう終了するということと言われたんですが、今までこの値のスライドはしておいて、パーセントをしてきたんですけども、そちらが出てない、削減案と一緒にセットしてないということが違いという意味だったんですか。

松崎総務課長

今、竹原恵美委員から御指摘があった部分については、これまでは附則の中で、例えば30年4月1日から31年3月31日までについてはということで、何パーセントの減額をするという規定をしておりましたが、今回、その規定をなくしたと、附則に規定しなかったと

いうことによって、減額措置を行わないということになります。

竹原恵美委員

ということは、比較してどのような値の報酬の差がでますか。金額と差を教えてください。

松崎総務課長

それではお答え申し上げます。今回の条例改正による、まず影響額について御説明を申し上げます。期末手当につきまして11万3千円余り、共済費につきまして1万6千円余り、合計で12万9千円余りとなっております。1人平均4万3千円程度という増額の予定であります。それから、現在、市長につきましては10%、副市長につきましては8%、教育長につきましては7%、独自削減を行っております。これは期末手当の場合には適用せず、通常の月額給与の部分についてそれぞれ減額をしておりますので、詳細な減額の額につきましては、後ほど文書によってきちんとした金額をお伝えしたいというふうに考えています。

竹原恵美委員

そのときに差額だけではなくて、金額が幾らでいくらというような支給の金額を、

松崎総務課長

総支給の。

竹原恵美委員

総支給の金額の表示もお願いします。

松崎総務課長

了解いたしました。

[発言する者あり]

委員長宛に提出をさせていただきます。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第12号について、質疑を終結します。

○議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第13号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第13号について、御説明を申し上げます。

今回の条例の主な改正内容としまして、人事院の勧告等に準じて、第1点目に職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げること、第2点目に職員の通勤手当の月額を引き下げることをしようとするものであります。なお、人事院の勧告等の主な内容は、職員の給料表の水準を若年層に重点を置きながら平均0.2%引き上げ、平成30年4月に遡って適用するとともに、勤勉手当を年間0.05月分増額するものであります。

それでは、条例の主な内容につきまして、条例議案等参考のほうで改めて御説明をしたいと思えます。条例議案等参考の6ページをお願いいたします。

条例は、2条に分けて改正を行っておりますが、まず、第1条関係の改正について御説明いたします。第8条の3の改正は、宿日直手当について、現行ではこの手当につきまして、

予算上の措置、また実績等はございませんが、人事院の勧告等に準じ、所要の改正を行ったものであります。次に、第11条の5の改正は、平成30年度において12月期の勤勉手当の支給割合を、職員にあっては100分の90から100分の95に、再任用職員にあっては100分の42.5から100分の47.5にそれぞれ改めるものであり、期末手当と合わせた年間の支給割合を、職員にあっては4.4月分から4.45月分に、再任用職員にあっては2.3月分から2.35月分にしようとするものであります。7ページから18ページにかけてとなりますが、別表第1及び別表第2の改正は、給料月額を改定するため、給料表の改正を行うものであります。

次に、18ページをお願いいたします。第2条関係の改正について御説明いたします。

第7条の4の改正は、職員の通勤手当の月額について、国家公務員の支給基準を参考に、通勤距離が片道2キロメートル以上3キロメートル未満のものを、2,750円から2,460円とし、以下1キロメートルごとの加算額を750円から、580円に改めるものであります。19ページになりますが、第11条の2の改正は、平成31年度以後において、6月期及び12月期の期末手当の支給割合について、職員にあっては100分の122.5及び100分の137.5から100分の130に、再任用職員にあっては100分の65及び100分の80から100分の72.5に改め、6月期と12月期の支給割合を均等に配分しようとするものであります。次に、第11条の5の改正は、第1条で改正した勤勉手当の支給割合について、職員にあっては100分の92.5に、再任用職員にあっては100分の45に改めるものであり、期末手当と同様に平成31年度以後における6月期と12月期の支給割合を均等に配分しようとするものであります。

最後に、条例の附則についてでございますが、議案書の19ページをお願いいたします。19ページの中ほどに附則とありますが、附則第1条では、この条例の施行期日を、第1条は公布の日、第2条は平成31年4月1日とするほか、改正後の条例の規定の適用日を定めております。また、附則第2条から第4条までは、所要の経過措置、規則への委任について定めております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いをいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります

濱田洋一委員

教えてください。これまで職員給与についても、職務の階級ですかね、に応じて減額がそれぞれなされてきたわけですけども、それと照らし合わせた中で、今回の給与につきましてどのような状況になるんでしょうか。

松崎総務課長

これまでの状況について、まず御説明をいたします。平成30年度におきます削減状況につきましては、1級職員が1%、2級職員が2%、3級・4級職員が3%、5級職員が4%、6級職員が5%という削減状況でございました。平均で3.0%の独自削減を実施してきたところでございます。それから、今回の給与改定の影響についてですが、給料につきましては193万2千円。

次に、今回の条例改正の影響について御説明を申し上げます。今回の人事院勧告に基づく部分につきましては、給料で193万2千円、それから期末勤勉手当で394万1千円のそれぞれ増額となっております。あと、時間外勤務、共済等含めまして、影響額として672

万8千円の影響額となるものでございます。それから、削減額につきまして、合計で、30年度におきましては、一般職員で2255万6千円の減額となっておりますので、ほぼ、31年度につきましてもこの金額に準じる額が増額になるものというふうに考えております。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[発言する者あり]

休憩いたします。

(休憩 10:29～10:32)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

通勤手当は国家公務員の値と差があったので補正をするように聞こえたんですけども、それは以前から高い状態のまま、差があるまま来たんでしょうか。

松崎総務課長

通勤手当につきましては、これまで独自の通勤手当ということでしておりました。県内の状況を若干申し上げさせていただきますと、国家公務員に完全準拠した市が県内19市のうち5市であります。それから、国家公務員で定めてる上限額というのがあるんですが、これ以外は国家公務員と準拠しているのが4市あります。このことから、ほぼ国家公務員の通勤手当と準拠しているのが19市のうち9市であります。あとの10市が独自の通勤手当ということで規定をしております。

それから、委員がおっしゃられた部分ですが、国家公務員と若干違うのが、地方の市町村においてはほぼ自動車による通勤ということが多いことから、若干国家公務員と違う形での規定がこれまでなされてきたものであるというふうには認識しております。

[発言する者あり]

阿久根市におきましては、今まで国家公務員とはことなる通勤手当の額で支給していたということでもあります。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

濱之上大成委員

もう1度通勤手当なんですけど、再任用の方、臨時職員とか、そういった状況のなかですね、条例議案参考の18ページ、再任用短時間勤務職員及び任期、これは臨時職員だと思うんですけど、支給単位期間当たって通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額がこう書いてありますけど、要するに差がでると理解していいんですか。

松崎総務課長

再任用職員につきましては、一般職員と同額でございます。あと、嘱託・臨時職員の通勤費相当額につきましては、以前、議会でも議論があったところではありますが、今回の改正を踏まえて、新年度から同額とするため支給額を引き上げることとしております。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ければ、議案第13号について、質疑を終結します。

(総務課退室、教育総務課入室)

○議案第21号 瀨風ゆめみらい奨学金貸付基金条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第21号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元教育総務課長

議案第21号 瀨風ゆめみらい奨学金貸付基金条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、本年度に本市に寄せられた個人からの寄附金を受けて、新たな基金を設置し、医師として診療に従事することを目的に医学を学ぶ者及び外国の大学等に留学する者に対して奨学金の貸付けを行うために制定しようとするものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明申し上げます。議案書は41ページをごらんください。第1条は、当該基金条例の設置の目的について規定したものであります。第2条は、基金の額について規定したものであり、第3条及び第4条は、基金の管理及び運用益金の処理について規定したものであります。第5条は、奨学金の貸付対象者を学校教育法に基づく大学又は大学院の医学を履修する課程に在学し、又は入学しようとしている者及び国内のこれらの大学等に相当する外国の大学等に6カ月以上の期間にわたり留学し、又は留学しようとしている者とするものであります。

42ページをごらんください。第6条は、奨学金の貸付けを受ける者の資格要件について規定したものであります。第7条は、奨学金の種類について、修学資金及び入学一時金とし、その貸付額について、修学資金は月額10万円以内、入学一時金は大学等への入学に際し、1回に限り80万円以内とするものであります。第8条は、貸付期間等について規定するものであります。第9条は、奨学金の返還、猶予及び免除について、阿久根市奨学金貸付基金条例の規定の例によるものとするものであります。このうち、奨学金の返還の猶予及び免除につきまして、その他の特別な理由があると認めるときは奨学金の全部又は一部を免除することができるとの規定に基づきまして、修学資金の貸付けを受けた者で卒業後、医師免許を取得し、本市に住民登録の上、一定期間市内で医師として働いていると認められるときは、貸付額の返還を免除することとしております。第10条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定めることとするものであります。最後に、附則は、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

大田重男委員長

ただいま、課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

では、一つのポイントだと思う返還を免除されるという対象は、今最後におっしゃった医師免許を持って、そして阿久根の中で医師としての仕事をされる、住民票をおかれるという以外は返還を求めない点はないというふうに理解してもいいですか。

山元教育総務課長

この件については、これまでも入学一時金の80万円につきましては、市内で居住されまして、一定の雇用につかれたり、事業をされたりという方については猶予、あるいは免除をすることとしております。今回はこれに加えて、医師の方の場合に修学資金を免除するという規定を設けようとしているところでございます。

竹原恵美委員

年齢の制限はないのでしょうか。

山元教育総務課長

年齢については、特に制限はございません。

竹原恵美委員

英会話、語学留学のための半年以上の、年齢制限もない中で、大学に準ずる者は受けられる、そういうふうに理解したらいいですか、これは可能ですか。語学留学でも、議会のほうで白石議員が聞いてましたけれども、語学留学で条件に見合う、そして年齢も高い者であってもこれが受けられる。そして、阿久根市民であれば返還も必要がないというふうに理解してもいいですか。

山元教育総務課長

語学留学につきましても今回の条例に規定をしております国内の大学等に相当する外国の大学、または大学院に6カ月以上の期間にわたって留学をされる方については、年齢に関係なく対象になると考えています。免除につきましては、入学一時金の80万円の部分につきましては、要件を満たせば免除の対象になるというふうに考えているところです。

竹原恵美委員

このゆめみらいの中身で、最初の基金9,900万円、そして、予算の定めるところにより追加して積み立てをすることができるというのは、この金額を、言えば返還を求めなければ、求めない者が出てくれば割っていく、減額していくわけですけども、どこかで補充を一般会計なりから、マックスは9,900万円なのかよくわかりませんが、そういう補充の仕方をしていくという、その中身を説明をいただけませんか。

山元教育総務課長

今回の奨学金については、御寄附をいただきました9,900万円を基金として運用していこうというふうにかんがえているところでございます。現地点におきましては、この基金を運用する中で、将来的に奨学金の返還免除が予想されます医学生に対する貸し付けが基金の額に達すると見込まれるときには、一旦、その時点で奨学金の貸し付けを停止することになるというふうに考えているところでございます。

竹原恵美委員

ですから、基金に追加して積み立てをしていく、その辺の流れというのはいかがですか。

山元教育総務課長

新たに積み立てをするというところは今のところは想定をしておりませんで、この9,900万円で運用していくというふうに考えているところでございます。

竹原恵美委員

私の経験なんですけれども、私、30前にワーキングホリデイビザを持ってニュージーランドに半年語学留学として、地元の工科大学の英語の部分で留学をしたことがあります。ホームステイを学校から紹介されて。そのときの中身はほとんど中国人の方ばかりで、日本人も幾つかいるんですけども、語学留学って、ほかの専門分野があつて英語を使うという人と少し違って、空気も違っている。何か仕事をしたいから英語というところになかった

ようにも思います。何が言いたいかって、ほかのいろんな留学のスカラシップのプログラムをたくさん見ましたけれども、求める人材像を最初に設定する。そして、専門分野も奨学金の対象となる分野も定めていることがすごく多いです。社会科、自然科学などを設定すると、その最初の目的で。そして、米印、語学研修、芸実の実演、制作及びそれらの研修を目的とするものは除きますというふうにもあるんです。海外に英語のためだけ、専門なしに英語のためだけに行って、帰ってきて英語が生かせない仕事に就く。これ多分、恐らく阿久根市では多いでしょう、実際。ネットサーフィンや、何かチャットや旅行が簡単に楽しめるようになると、そういったレベルのためにこのお金は使ってほしくない。そこはしっかりと決めていただきたいと私は思います。それは、去年の夏、フィリピンの語学学校に子供と入って、学校内に寮がある。ぎっちり英語だけというところに入ってきましたけれども、やっぱり英語だけを専門に学びに来る子というのは、別に専門があつて別に生かしたいことは少し違うんですね。決定的に英語留学、語学留学のためにプログラムを外している、奨学金を外しているというのは私は意味があると思っています。せっかくこうやって大事にいただいたお金を仕事に生かせない、阿久根の子供たちのほんとの教育という意味ではなくて、言えば成人したあとの人が楽しく外国に旅行ができるようなための英語を学ばせるためにお金を渡すわけにはいかないと思います。本当に仕事をして、生きていく力をつけていただきたいというのであれば、求める人材像ありきじゃないかなと。人材像なくて、例えばこれ、今、吉田育英会というにが、YKKグループの創業者である吉田さんが創設したというものがあるんですけども、その中には成果の社会還元の志を有している方、リーダーとしての資質を有する方、学術レベルの高い方、留学の目的意識を明確に持っている方。正直言って語学留学だけでは留学の目的意識は表現できないです。ほかの専門分野があつての利用する英語ですから、それは道具でしかないんですね。本来の研究、医師であつたり、何か化学であつたり、そういうことが目的で留学される方に私はこのお金をぜひ使っていただきたい。個人のエンジョイのための英語のためには出さないように、ましては返還を求めないという設定にはしないようにぜひしていただきたいと思っています。

山元教育総務課長

今、竹原委員からこの留学生の取り扱いに対するお考えとうことであつたんですけども、今回のこの条例で私どものほうで考えておりますのは、今、おっしゃるような専門的な目的をもって大学に行かれる方、そういう方々を対象にするということはもちろんでございます。合わせて、今回のこの中では語学留学については、大学、あるいは大学院等に相当する大学であれば、語学を学ぶための留学であっても要件を満たせば対象にしようというふうに考えているところでございます。その語学留学まで含めていることといたしましては、今回、阿久根市においては、現在、台南市善化区との交流も始まっておりますし、今後、国際的な人材の育成に資するような奨学金として使っていただければということもございまして、そういう語学留学の場合でも使っていただける制度を。単なる短期の語学専門学校のようなところは今のところは含めてませんけれども、ちゃんとした大学で学ばれる分についてはそれも含めていこうと考えているところでございます。免除につきましては、一時金の80万円につきましては、ほかの奨学金と同じように阿久根市内に住んでおられる方については、同様の取り扱いをしていければというふうに思ってますが、修学資金の分につきましては、留学生の方については返還をしていただくことと考えているところでございます。

竹原恵美委員

ぜひ目的意識を確認するということがすごく大事であつて、ましては政治に対してもそう

です。出されるということからそうですし、私ができるように地域の大学に入ることは割りと簡単でした。そこのところはだからといってその後どうかって、追われることもないですからね。地元に戻れば別に全く関係ないことになるわけで、見てください。一つ、このお金をくださった方が阿久根市の子供たちのためにと、特に設定をしたわけでは当初なかったようなんですけれども、私は少し心配しましたのは、議会で阿久根市の奨学金のことが十分に運営されているかというふうに聞きました理由というのは、この前、鶴翔高校の高校生と話をしましたときに、阿久根市の奨学金から自分は漏れてしまったと。ぜひ必要だったんだと。だから条件、制約を広げてぜひ受けさせて欲しかったというふうには、自分は落ちてしまったんだけれどもというのを付けた子供がいました。そこがもし枠が少ないのであれば、枠の問題であればこっちに入れることも必要ではなかったかと思いましたが、もしかすると親の所得制限などであっても、本人は学ぶ意思がある。だけれども所得制限からは引かかってしまうが、その余裕がないという場合もあるのかなというふうには。個別の話なので深くは落としませんでしたがけれども、奨学金を望んで、どうしても必要だったという子供が受けられないということがもしあるのであれば、そちらのほうの充実も一緒に考えなきゃいけなかったのかなと、ちょっと引っかかりがあってお尋ねしたんですが、そちらのほうとしては断られたという内容など少し、前例というかありますか、聞ける範囲がありますか。

牛濱教育総務課長補佐

ただいまの質問についてお答えいたします。私が教育総務課に来て4年になるんですけれども、ここ4年間の間にですね、奨学金の申請があった方で該当しなかったという方はいらっしゃるというふうに思ってるんですけれども。枠を市自体が設けてるわけでもなく、一応申請があった方については全て受け入れて、所得計算等して該当するかどうかということ判断をするんですけれども。あと、学力的なこともあるんですけれども、その中で、議員が今おっしゃるように誰かが落選したというのは、この4年間の間にはなかったように記憶しているんですけれども。

[発言する者あり]

竹原恵美委員

わかりました。それでは、阿久根の中で学び合い人が断られていないということであれば、こちらの充実はできている、適正に運用もされているし、充実している内容であるというふうに理解いたしました。先ほどの留学プログラムのほう、ちょっと求める人材像のほうが見えませんでしたので、もう少し練っていただきたいなと思います。以上です。

西田数市委員

ちょっと伺います。第6条の(1)、本市に3年以上在住する者の子であると。これは地元の子じゃなくて、転勤族の子供もあつたりするんですか。

山元教育総務課長

これはここにありますように、3年以上阿久根市内に在住される方であれば、転勤される方であっても、そのときに3年以上在住される方であれば対象になると考えています。

渡辺久治委員

これを申し込んだ方を選ぶ際に、その能力と意気込み、志というのは大変重要だと思うんですけど、その辺を判断するところはどこがやるんですか。

山元教育総務課長

これにつきましては、申し込みの段階で学校の成績証明書ですとか、学校長の推薦、そういったものを添付していただきまして、本人の状況等を学校長から書面で出していただくこ

とにしております。審査につきましては審査会を庁内の課長級のメンバーで構成してごさいます審査会の中で、その条件に適しているかどうかを審査したうえで認定するという形をとっているところでございます。

渡辺久治委員

その委員会の中に、庁舎内だけじゃなくて、部外の有識者とか、その辺は入れる予定はないですか。

山元教育総務課長

今のところは現行の奨学金と同じように選考委員会の設置という形で、部外者の方を入れるというところまでは想定していないところでございます。それと、先ほどのお尋ねで一つ漏れておりました。選考の際は本人の面接もして、本人の意気込み等も伺いながら行っているところでございます。

渡辺久治委員

この奨学金は、阿久根から優秀なというか、自慢できる人材をつくろうということでありますから、そういう意味ではそういった方々を入れていただければありがたいなというふうに思います。

それと第9条に、奨学金の返還、免除については阿久根市奨学金貸付基金条例の規定によると。阿久根に帰って来て住所を有すれば猶予されるということなんですけれども、例えば海外に活躍していて、阿久根にもものすごくプラスになったりというような人もですね、そういうのに含めていただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

阿久根市内であってもその規定は難しいと思いますけど。

山元教育総務課長

今の免除の規定につきましては、阿久根に住んでいただくということも免除する1つの要件にしているものですから、私どもとしては優秀な方はよそで活躍されている方もいると思うんですが、できましたら阿久根に住んでいただいた上でというところでの要件を設けているところでございます。

渡辺久治委員

わかります。その辺も将来的に広げていけるような措置があればありがたいなと思います。以上です。

濱田洋一委員

先ほどの西田委員に関連しての質問なんですが、6条の(1)の先ほど課長から、転勤族の3年以上住んでいる方のお子さんであれば大丈夫だよというようなこともありましたけれども、ただ、転勤族の方で単身でこちらに来ていらっしゃるという方も多くいらっしゃると思うんですが、子供さんについては、例えば鹿児島市内とかですね、そういった場合の条件といたしますか、奨学金の貸しつけの対象者ということには当てはまるんですか、どうですか。

[発言する者あり]

親の住所が転勤でこちらにある。そうした場合、奥さん、子供さんは市外にいらっしゃるというような場合もあろうかと思うんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

山元教育総務課長

濱田委員が言われるようなケースもあろうかと思うんですが、今もこの制度の中ではそこまでの想定はしていないところなんですけれども、私どもとしては、その子供さんについても申請をされるときには市内に住所を有する方を対象にしていけるというふうに考えているところなんですけれども。明確にそこはだめというところまではこの制度の中では定

めてはないところでございます。

濱田洋一委員

もちろんありがたい奨学金貸付制度だと思っております。そうした中で、やはり対象者が、奨学金を受ける方が市外にいらっしゃるという場合については想定されていない状況ですけれども、今後、そういうことが実際に申込み等があった場合についての対応というのを本市としても検討しておかれたほうがいいかと思えます。

それからですね、冒頭、課長の説明の中で、子供さんが一定期間市内の医療機関に医師として従事していただければ奨学金の返還を免除するというようなお話をいただいたんですが、その一定期間というのがですね、例えば、どれくらいなのか、年数ですけれども、具体的にどれくらいというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

山元教育総務課長

この一定期間につきましては、今のところ医師の免許を取得されまして、市内で医師として働いているときに返還の猶予をできるというふうに考えておりまして、この猶予の期間が5年間継続されたときには返還を免除するというふうに考えているところでございます。

濱田洋一委員

もう1点なんですが、阿久根市の奨学金の貸付基金条例、従来のやつですけれども、この中に奨学生の資格として経済的に学費を支払っていることが困難という方のことも条件に入ってるんですけれども、今回の新たな奨学金制度にはそれはうたってないですけれども、経済的理由でというような、所得に応じた評価をした中でというのはないということなんですかね。

山元教育総務課長

今回のこの条例の目的といたしましては、国際的に活躍する人材の育成ですとか、医師の確保に主眼をおいた制度ということで、次の世代を担う、より幅広い人材に制度を活用していただきたいということで、経済的な理由については要件に含んでいないこととしておりますので、そこの経済的な部分については、要件に含める予定はしていないところでございます。

濱之上大成委員

私は要望ですけどね、基金条例のことで、どうか奨学貸付金というのを啓発していただければなど。多分この方は、結局医師不足ということが一番のネックだと。重篤患者が、交通網も今ようやく近づいてきますが、救急車で運ぶ、鹿児島、飛行機で飛ばす、そういった状態も確認をされた上でのことだと私は想像します。こういうふうにされたんだろうと思うんで、何とかひとつ、肩の力を抜いていただいでですね、お宅なんかも、選考員の方も、もうちょっと肩の力を抜いて臨機応変にですね、資格審査はしていただければなど、これは要望ですけれども。それと同時に、ちなみに皆さん資格のことをおっしゃるんですか、極端に言って、わかりやすく言うと、職員の方の子供でも当然奨学金を借りられるということで理解した上で要望にしますが、それでよろしいですか。

山元教育総務課長

ここにつきましては同じ阿久根市内に居住する子供ということで、そこについてはどなたでも要件に合えば使っていただける制度というふうに考えているところでございます。

濱之上大成委員

資格で非常にみんなこう、条件が厳しいとかと捉え方ですが、広くこうしてしてるんだということを確認の意味で聞いた次第です。

大田重男委員長

ほかになければ、議案第21号について質疑を終結いたします。
暫時休憩します。
(教育総務課退室)

(休憩 11:08～11:18)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
それでは、これから採決に移りますが、討議、討論、採決の順番に進めますので、議案に
関しての賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第11号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第11号を議題とし、討議に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、次に討論に入ります。

竹原恵美委員

反対として討論いたしたいと思います。
実質上がるということなんですけれども、アップした分、自分たちはどう今までと変化を
つけて還元していくのかということが自分たち明確にできていないし、あと、スライドして
いくこと、国家公務員の評価に対してのスライドをそのまま適用するという仕組みに対しても
不適切なように感じております、以上で反対いたします。

大田重男委員長

ほかにないですか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
議案第11号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
挙手多数と認めます。
よって本案は可決すべきものと決しました。
休憩に入ります。

(休憩 11:21～11:22)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
ただいま、教育総務課長から議案第21号について、追加の答弁をしたいとの申し出があ
り許可いたしました。

(教育総務課入室)

山元教育総務課長

先ほど、濱田委員からお尋ねがございました、親の方が阿久根に住んでいるけれども本人がよそにいる場合はどうなのかということで、私どもも明確にお答えをしなかった部分があったんですが、今のこの条例によりますと、やはり親の方が3年以上住んでいらっしゃる、その子供さんはよそにいても対象になるというふうに考えているところでございます。実際に高校とか、大学によ所に住所をなおされていらっしゃる方でも利用されている方もございますし、逆にそこを転勤される方、そういう方でもこの条例でいけば対象になると考えているところでございます。

(教育総務課退室)

○議案第12号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第12号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

竹原恵美委員

反対として意見を出させていただきます。今までは削減も市民に理解されたものとしてされていたんですが、それもなくなり、片や心配をしていましたのは、臨時職員、嘱託職員の処遇ということも以前お願いをしたところでした。これはやっぱり政治をする者、執行権を持った者が十分に配慮していかなければならないことだと。将来的にも、今の状態でもなかなか集まっていかない、処遇もよろしくないということはよく知られたことなのに、この1点は差し置いて削減なし、提案なしということでは不足かと思えます。これもセットで考えていただきましたかったという意味で反対をいたします。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結し、採決に入ります。

議案第12号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第13号を議題とし、討議に入ります。

討議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

竹原恵美委員

賛成として今回討論いたします。今までもこの仕組み、国家公務員にスライドするということに関しては疑問を呈してきたものではありませんが、今まで議員になってから災害など、どこの災害でも飛んでいく、同じように対応していけるという力もあり、実際、労働時間も長い、私は子育てをしている人たちを見ながら自分の子供はどう回しているんだろう、その分、やっぱり経費も掛かり、手もおっていないというのもうっすらと生活の状況も見てきたところです。その中で、他市、近隣と大きく差がつくような状態では好ましくない、選ばれる阿久根市ではあっていただきたいという意味で、今回賛成をしたいと思います。

大田重男委員長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました

○議案第16号 阿久根市工場立地法地域準則条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第16号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第16号 阿久根市工場立地法地域準則条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第21号 濱風ゆめみらい奨学金貸付基金条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第21号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原恵美委員

賛成の討論をいたします。内容的にはよろしいのですが、ぜひ要望をつけてお願いをしたいと思います。まず、求める人物像を明確にしていることがありません。そして、専門分野をある程度確定していただきたい。片や医療のほうははっきりと明確になっているが、留学に対しては方向性が定まっていらないように思います。私の経験からして語学留学を含めて、

それを返還の免除をする必要はないのではないか、もっと大事に使うべきではないかと思えますので、その辺を考慮いただいて賛成といたします。

渡辺久治委員

賛成の立場から討論いたします。本会議でもありましたように、この奨学金はノーベル賞を将来阿久根から出すぐらいの意気込みをもって、そういう意味では選定基準はある程度厳しくしてもいいんじゃないかと思えますけれども、ぜひその辺をしっかりといただいて、賛成したいと思えます。以上です。

大田重男委員長

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第21号 瀨風ゆめみらい奨学金貸付基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○平成30年請願第1号 阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する請願書

大田重男委員長

次に、継続審査となっております平成30年請願第1号を議題とし、審査に入ります。

本件については、2月1日、熊本市手をつなぐ育成会を訪れ、調査いたしました。その調査結果も踏まえ、本請願の審査方法も含め、委員の意見を伺いたいと思えます。

休憩いたします。

(休憩 11:30～13:04)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

午前中の総務課への質疑の中で、議案第12号に関して資料の提出があり、配布しましたので、御確認をお願いいたします。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている平成30年請願第1号について、生涯学習課に出席を求め、意見を聞きたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、生涯学習課に出席を求めることに決しました。

(生涯学習課入室)

大田重男委員長

それでは生涯学習課に出席をいただきました。

委員から質疑があればお願いいたします。

竹原恵美委員

1 団体から陳情が上がっているものですが、生涯学習課としてはかできることなど何か検討はされましたでしょうか。

尾塚生涯学習課長

この請願につきましては、2月のはじめにこの団体の代表の方と一緒に話しをした中でですね、まずは予算をかけずにできる範囲の支援をしていきたいということで、例えばですね、今、生涯学習課として開設している団体ではありませんが、郷土史会というのがあるんですけど、渡辺委員も入ってらっしゃってよく御存じだと思いますが、この団体も自主的な団体なんですけれども、阿久根市の歴史とかみんなて学ぶという団体ですので、生涯学習課としても関係があるということで、事務局ではないんですけど、会費のとりまとめとか文書発送とか、そういうお手伝いをしていますので、そういうのと一緒のような形でまずはできる支援をしていきたいということで、それで代表の方もお願いしますということで話しているところです。

竹原恵美委員

郷土史会もそうですし、今回の団体もそうですけれども、生涯学習課または阿久根市が後援につくということはどうですか、どうなっていますか。自分たちが団体の方とお話をしたときに、会自体の後ろだて、市の団体だからもっと広報ができるだろう、もっと安心して入っていただけるんじゃないかという外の対してのイメージとして阿久根市のサポートというか、名前がほしいということも言われていたんですが、その辺はいかがですか。

尾塚生涯学習課長

先ほども申し上げたとおり、予算的なものは難しい、それと人的な生涯学習課として障がい者青年学級というのは、普通の生涯学習課としても持ってます高齢者学級とか、公民館講座がありますけど、そういうのとは中身が違いますので、スタッフもそれなりの専門的な知識があるスタッフも、人的なものも、正式に開設となればそういうのから先にしないといけないと思います。それが今のところそういう人員、スタッフの配置も難しい状況ですので、まずはできるお手伝い、支援からということで考えているところです。その団体に対して市の講演というと、今、竹原委員がおっしゃいましたように後援ということではなくて、できるだけの支援、お手伝いということをしていきたいと考えているところです。

濱田洋一委員

今、課長からありましたように予算がかからない支援からまず始めていきたいとありましたが、事務局的な役割というか、例えば支援、サポートする中で事務局的な役割というのでもできる部分についてはやっていきたいということですか。

尾塚生涯学習課長

そう考えていただいていると思います。

西田数市委員

ちょっと伺います。阿久根障がい者青年学級と、頭になってるんですが、これに阿久根市障がい者青年学級と名乗ってもいいんですか。

尾塚生涯学習課長

阿久根市が入るからといって、即、市で直接ということにはならないと思います。あくまでもこういう団体というのは自発的な取組を行って、そういう取組を支援していくというようなやり方がいいのかなとは思っています。

西田数市委員

それはわかりましたが、阿久根市が、市が入っただけでもだいぶ外からのアピール、呼びかけには市がつくのつかいでは保護者からの受取方としては違うと思いますが、その点はどう思いますか。

尾塚生涯学習課長

市が入るから、入らないからということはどうなのでしょう。実際、阿久根市の名称を付けたとしても、市が開設してますということではないという御理解をいただけるのであればそれでもかまわないのではないかと。あくまでもお手伝い、できる範囲の支援をします。将来的にはどうなるか、将来的には生涯学習課なら生涯学習課、もし福祉でということになるかもしれません。そこは今のところはどうかわかりませんが、そういうふう理解していただければ、阿久根市とつけても問題はないのかなと考えています。例えば文化協会も阿久根市文化協会というふうになっています。

渡辺久治委員

今の絡みもあって言ったんですけれども、障がい者の青年学級ですので、阿久根市手をつなぐ育成会との絡みはどうなるのかということですね。やはりそれが障がい者に対することです。福祉課の関係もかなり出てくると思うんですけれども、その辺で先ほどお金がかからないようにと言われたのも、その辺が障がい者に対するケアの部分でなかなかその辺が難しいところがあるんじゃないかなと私は思うわけですね。その辺はやはり福祉課の援助も得なければならないと思うんですけれども、そういった場合はやはり福祉課と生涯学習課が一体となったような形で、福祉課が主催して実際のことは生涯学習課がやるようなことが、目配りとかうまくいくような気がするんですけれども、その辺はいかがですか。

尾塚生涯学習課長

今、渡辺委員が言われたとおりだと思います。どこの課でというんじゃなくて、横の連携を取りながら今後は進めていかなければならないものなかのかなとは思っております。

大田重男委員長

ただいま福祉課の出席が可能であるとのことですが、福祉課の出席を求めますか。

〔「出席いただいたほうがいいです」と発言する者あり〕

それでは福祉課の出席を求めます。

休憩に入ります。

(休憩 13:15～13:18)

(福祉課入室)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま福祉課長もお見えですので、交えて質疑をお願いします。

西田数市委員

私が紹介議員として、3年前から開設されて私も支援スタッフとして働いています。この青年学級という団体も、もともとは手をつなぐ育成会にいた人たちで、子供たちに教育をさせてあげたい、そして養護学校を卒業してから仕事と行ったり来たりの生活しかできない。そして子供同士のつながりがほしいということで保護者たちが立ち上げた団体なんですよね、青年学級は。そして、より深く教育という形で社会人になっても勉強させたいということで、こういう請願を提出したところだったんです。最初は福祉からと思っていたんですが、教育

の場ということで、生涯学習課に請願を出すことに至った経緯ですね、それでまた青年学級を丸投げするというのではなくて、受け皿として梶取りをとりあえず生涯学習課にしてもらって、中身は福祉、青年学級は青年学級で保護者たちでやっていくつもりでこういう請願を出したんですが、文章的にはちょっと重たい文章になってしまったものですから、いろんな誤解を招いたところもあるんですが。とりあえずこういう形で所管課と話をし、また提案者と話をしたところで受け皿として事務局、講師の先生方を呼んでもらうお手伝いをしてもらうようお願いしたいと。何て言ったらいいのかな、ちょっと難しくなってしまうんですが、簡単に言えば、活動はうちらでやりますよと。

尾塚生涯学習課長

今、西田委員がおっしゃったとおり、先ほど私も誤解を生じるような事務局はというような発言もしましたが、あくまでも事務局というのは青年学級のほうで持っていただくという、それを含めたお手伝いというようなことで私は言ったつもりです。実際、話を聞けば青年学級は代表者の方がほぼ実質1人で事務局的な仕事もされているということで、そうであればできるようなお手伝いはお願いしてもいいですよと、話はしたところでした。

濱之上大成委員

おっしゃったとおり、アドバイスのようなそういう手伝いをすると。研修に行っていないのであれなんです、年に1回か2回の催しをするのに、こういったものはないだろうか。現実に本市の手をつなぐ育成会にしる、その対象者もいなくなっているにもかかわらず会長をしているという人がいるんですよ。その人は親戚ですけどね。だから、そういう状況の中で、どうしてもその人に比重がたって重いと。だからさっきも言いましたように、ただ単にこれを採択していただいて、そうするという誤解になってしまうと、私が心配しているのはおんぶにだっこの形になって、預け感覚になると困りますよというのが私の一つです。それから福祉はですね、個々の問題はどうしようもないことで、私ごとであれなんです、5番目の孫がちょっと知的な状態で、普通学級でもよかったんですが、どうしても遅れが生じているということで、学校の入学前に検診をさせないかんということになると、直接、今言うおりた保育園じゃなくてもアネックスに預けはできないんですよ。そういうときは福祉課に行って申請をして出さないかんわけですよ。だからそういう連携は大事です。大事だけど、これはさっき言いましたように保護者がいかにして活動していくかとの手伝いをしてほしいというだけのものであろうと思うんですが、福祉課としてどのような状況を考えているんでしょう。

川畑福祉課長

ただいま濱之上委員からいろいろ現状についてお話があったところでありましてけれども、言われるとおり障がい者を抱えている家庭においてはですね、その辺の不安等の解消を図ることがやっぱり福祉の所管するところだというふうに認識をしているところでもあります。やはり、この青年学級において目指すべきところは障がい者が自立していくための支援をしていく団体という形で考えています。それに付随する団体としまして手をつなぐ育成会とか、あるいはほかの団体、身体障がい者福祉協議会とかありますけれども、私たち福祉課はそういう方々を支援する情報提供を図って、やっぱり生涯学習課と連携してバックアップしていけたらと思っております。それと、いろんな団体を預かっている事務局の方についてもですね、どの団体についても高齢化が進んでおって、なかなか硬直化したような状態になっているものですから、思ったとおりの活動もできないということもある関係でですね、その辺があったら行政としても少しでもバックアップできるような体制ができたということで、生

涯学習課とも今後連携してできるところは行政としてもバックアップしていきたいというふうを考えております。

渡辺久治委員

私は青年学級のほうに行っている子供さんの親御さんから聞いた話ということですね、どうして青年学級という個別の形ですのかと、皆さんほとんど手をつなぐ育成会に入っておられるのにどうして別々になるのかなということに危惧を持っておられました。それとですね、障がい者青年学級と手をつなぐ育成会は、別々に今補助を市とか社会福祉協議会からもらっていると。このように別々もらっていくとますますこれが離れてしまうというようなものもありますから、その辺は統一してもらいたいという意味でですね、やはりこれは障がい者のことですから、大元は福祉課がやっていくということで、そのカルチャー部門として生涯学習課がするという形にもってってもらったほうが、市民の皆さんの理解も得られるのではないかとというふうに私は思います。その辺はいかがでしょうか。先ほど生涯学習課のほうからいただきましたけれども、福祉課のほうはいかがですか。

川畑福祉課長

どこがということになるんですけれども、先日、青年学級を預かっている方とお話をさせていただいたところなんですけれども、この請願書にも書いてありますとおりですね、目的としては阿久根市の高齢者学級とか、あるいは女性学級ですかね、そのような形としてバックアップしていただければということがあった関係でですね、こちらのほうはできることはしますという形で対応したと思っております。

渡辺久治委員

健常者ではないところから、障がい者ですから、障がい者であるからいろいろ気を付けないといかん部分とか、たぶん予算的なことも出てくるかと思うんですけれども、その辺がある以上、やはり大元では福祉課のほうでやっているんですよというスタンスのほうは私はいんですけれども、いかがですか。

川畑福祉課長

予算的な面に関しましてはですね、今後また情報提供も青年学級のほうにも図っていきなとは思っているところではありますけれども、市長の施政方針の中にも触れてあったんですけれども、今後、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者とその家族、地域住民等により構成された地域における自発的な取組を行う団体を支援することを目的にですね、今度補助制度を31年度設けまして、いろんな活動実績等に応じて予算的な面でもバックアップできたらというふうに考えているところであります。

渡辺久治委員

それは福祉課の予算制度ということですね。

川畑福祉課長

県からの補助もあるんですけれども、福祉課のほうで予算化をしてという形になります。

渡辺久治委員

そういう意味で、大きく補完して生涯学習のほうでやっていただきたいというふうに申し上げました。

木下孝行委員

青年学級のことについてということ、今まで意見も出たと思うんですが、先般、熊本市のほうに行って視察をさせていただいた中で感じたこと、そして行く前に感じていたことを含めて話をしますけど、基本的にはこうして請願が上がってきたということで、障がい者の

父母の方、そして障がいをもった皆さんにはそういった環境が必要という認識があるということはこの請願書で確認はできたと思うんですけども、それじゃあこれに答えていくのはどうしたらいいかということを考えてこの前の視察にも行ったんですけども、やはり、個人的な考え方で申し上げれば、手をつなぐ育成会が基本的にはそういった意見も集約するような形で取り組みを、手をつなぐ育成会が中心になって、新しい青年学級の皆さんと協議をしながら、その上になる社会福祉協議会だったり福祉課のほうがですね、その中の意見を集約したものをまた整理して、どういうふうにやっていけばいいかを今後課題としてやってもらいたいというのが、総括した意見であります。ベースとすれば、基本的なことは手をつなぐ育成会に入った人たちが手をつなぐ育成会と別に動くということは、基本的に私はよろしくないことかなと思うわけですね。そういう意味では手をつなぐ育成会に入っている人たちが青年学級をつくるというのは、やっぱり手をつなぐ育成会の中で組織を新たな活動という形でつくり上げていったほうが一番いいのかなと。そういう流れの中でどこの場所を使うかというのは、そこは交流センターであったりとか、そこはまだ議論をしながら決めていいのではないかなと。まずは、そういうことをやるということで、もう少し手をつなぐ育成会と、今の青年学級の中でももう少し整合性、合意をしてもらって、一つの組織の中で下部組織という形、そういった形がベストじゃないかなというふうに考えておりますけれども。渡辺委員の意見とかぶる部分がいぶあったと思うんですが、そういう方向で私はいいいのかなと思います。そこに対して何かありますか。

川畑福祉課長

木下委員のほうから手をつなぐ育成会が主体となった形でその辺も一緒に活動がという形でよろしいんですかね。手をつなぐ育成会につきましてもですね、市が補助金を出してはおりますけれども、あくまで任意の団体でありまして、手をつなぐ育成会がどのように活動するかについてもこちらあまり多くは言えないところもあるのかなとは思っております。ただし、そのような御意見もあって、青年学級との連携、その辺も図って、先ほども私のほうから話をしましたけれども、事務局体制についても、いずれの団体についても、先ほどから言いますとおり硬直化しているところもありますので、その辺も各団体の連携も図られるような取組をですね、福祉課としても働きかけができればねと考えているところであります。

木下孝行委員

今、課長の話のようにですね、今後はそういった取りまとめに部分、そういった方向に向かうようなそういった役割をぜひ担ってもらってですね、将来的にも必要な部分ではないかなと。身体障がいも含め精神障害の方も結構増えてきているという実情もあつたりするから、そういう子供たちのためにぜひそういう方向に行くように、中に入ってですね、社会福祉協議会、そして手をつなぐ育成会と今回の請願者の人たちとうまく絡ました形でいい方向ができるようお願いして、私は終わります。

竹原恵美委員

この請願が上がったことを私は社協の方に提案はないか、活動が難しくなっているということで、社協から何か手が出ないだろうかというのを聞いて来ましたら、踊りとか腹話術、ギターなどボランティア登録者が多くいるから、そういうところに派遣を要望したらどうだろうかとか、運営計画を出してはいらっしゃるので、補助の3万円を受け取るという形の中で計画は出されているので、そのとき協力員申し込みももらったら人も派遣ができるのになとか、そんな話もくださったんですが、一緒に話を合わせてる中で、市の出前講座を活用したらとか、それは市のほうが持っているものでもありますし、あと、市の職員の人

年に1回でもいいからプロの目の活動を見て、頼まれたから誰かを注文するだけでなく、活動の一つのサポートをお金のかからない範囲で見させていただいて、不適切というか、親が自分の子をぎっちり見てるだけ。人と寄ってるのにそこに寄ってるだけで、それはあんまり意味がないんだろうとは思いますが、そんなこともプロの目からちょっと切り口をもってもらうとかもまたいいんじゃないかということもお互いにやったところなんですけれども、そんなものは可能でしょうか。そんな協力もほしいと言われればそんなサポートも市もお金のかからない範囲の中で可能なんではないでしょうか。ちょっとお尋ねをしたかったです。

川畑福祉課長

今、竹原委員のほうからプロの目というふうに言われますけれども、こちらのほうも、障がい福祉のほうは担当しておりますけれども、そこまでプロかどうかはその辺も何とも言えないところもあるんですけれども。ただし、福祉行政を預かる部門として、現場のほうはどうかという意見等を求められたりとか、現場のほうを見ていただきたいと、その辺の要請等あった場合は可能な限り対応できるような場合は対応していけるようにしたいというふうには思っております。

竹原恵美委員

同じ人が今まで1人だという実態もありましたけど、同じ人が同じような計画を立てて行き詰っていく、利用者も行き詰っていくというのは当たり前、そうならざるを得ない方向なので、協力をいただけるなら活動内容の運営なんかはしてはきつといけないだろうとは思っていますが、その切り口の変え方なんかを少し見ていただけたら、長く続くグループになっていくんじゃないかと思いました。よろしくお願いします。

大田重男委員長

ほかに質疑がなければ以上で福祉課、生涯学習課への質疑を終結いたします。
ここで休憩いたします。

(福祉課、生涯学習課退室)

(休憩 13:40～13:56)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
各委員の御意見を伺います。

渡辺久治委員

先ほども申しあげましたように、手をつなぐ育成会と青年学級の方々というのは、ほとんどの方が一致しております。その中でその父兄の方から聞いたお話が1つなんですけれども、どうして同じところが別々するんだろうという戸惑いの声も聞こえているようです。その辺を補完するためにも、手をつなぐ育成会のカルチャー部門ということで協力してもらって、今、手をつなぐ育成会の役員もなかなか集まらない、人も集まらない状況なんです。手をつなぐ育成会を盛り上げるためにも青年学級も一緒になって、福祉課の中で盛り上げていってもらって、カルチャー部門については生涯学習課が補完するというふうな形でやっていただければ私はありがたいというふうに私は思います。

濱田洋一委員

私自身は阿久根市手をつなぐ育成会の皆様方と、そしてその中で先ほど渡辺委員からありましたけれども、カルチャー部門ということで青年学級も存在するよと。ただ、大きくは手

をつなぐ育成会と行政との深い連携を図っていただいて、行政側ができる限りのバックアップを手をつなぐ育成会にさせていただければ一番いいのじゃないかなと思います。

木下孝行委員

私は先ほど発言をさせていただきましたけど、基本的には手をつなぐ育成会の組織の中で青年学級の事業が行われるのが一番問題がないのかなと。今後、同じ組織のメンバーの人たちが別々の形で動いていく危険性もなきにしもあらずということで、将来的に人口も減っていく。その中で障がい者の方が減るのかふえるのかというのはなかなか予測できませんけれども、その中でできたら組織が1つにまとまっていくことが一番重要ではないかなということで、渡辺委員、濱田委員の意見と同じような形で、青年学級という今の活動を手をつなぐ育成会の中でもう少し充実したような形に取り入れるのか、そういう学級を1つつくるのかというその議論も含めて、今後、手をつなぐ育成会と青年学級の皆さんと、そしてその上にあります社会福祉協議会、福祉課、そういうところが合意形成に向かって議論を重ねてもらいたいと思っております。以上です。

濱之上大成委員

皆さんと同じ意見です。現状は手をつなぐ育成会というのがあるわけですから、それを中心にしてですね、進めていけばなと思っております。そこで、今の現状は高齢化社会になって来ますので、本当に支え合う、譲り合う、補い合うという基本姿勢に立ってですね、やはりこのことは趣旨は気持ちはわかりますので、私としては手をつなぐ育成会というのがあるわけですから、そこを中心に活動していただくことを希望いたします。要望いたします。

竹原恵美委員

福祉課、生涯学習課も2度呼んで来てもらってお話聞きましたけれども、請願の提出者、団体の文言以上のつながりがそれぞれの課と協力体制ができようとしていることを確認できました。団体の目的は達した形ができていくのではないかと思います。

西田数市委員

渡辺委員がおっしゃった保護者からの話で、そういう話も私も聞いたこともありました。それは副会長からの意見だったと思います。実際は、手をつなぐ育成会では会長と副会長が中心で動いています。でも、保護者の人たちが残った感じで、活動を一緒にしたいという人たちが青年学級を子供の教育のためにつくったわけであって、私はそのままの状態の青年学級はカルチャー部門だと思っていますので、あの教育の場を。だから私はこのままでもいいと思っているところです。

[発言する者あり]

請願を出したとおりの。

[発言する者あり]

大田重男委員長

休憩します。

(休憩 14:02～14:02)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

西田数市委員

私はこの請願のとおり阿久根市で開設してもらいたいと思っています。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、採決に入ります。

まず、本請願について、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

濱之上大成委員

実状を考えますと、正に高齢化社会における1つだと思っています。内容的には非常に賛同できる部分もありますので、趣旨採択という捉え方で私は思っております。

渡辺久治委員

この請願自体は理にかなって、こうするべきだというふうに思いますけど、中には手をつなぐ育成会のこととか、カルチャー部門という文言も入っておりませんので、一応趣旨採択ということで。

木下孝行委員

この請願の趣旨は十分理解できます。確かに取組が足りないとか、もう少し子供たちにコミュニケーションをつくってほしいと、そういう要望だと認識しておりますけれども、まさしくそういうのを欲しい人いるということであれば、ぜひとも手をつなぐ育成会を中心にそういった取組をしていただいて、青年学級の皆さんがそこで一緒になってできる形を私はしてほしいなと思いますので、趣旨採択をお願いします。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第1号について、採決いたします。

可を諮る原則により、まず本請願について採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手少数であります。

次に、趣旨採択とすべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

趣旨採択とすることが多数と認め、本請願は趣旨採択とすべきものと決しました。

○陳情第4号 阿久根庁舎へのエレベーター設置等についての陳情

大田重男委員長

次に陳情第4号を議題とし、審査に入ります。

本件については、本庁舎に関することであり、所管の総務課の出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、総務課の出席を求めることと決しました。

それでは、総務課の出席があるまで暫時休憩いたします。

(休憩 14:06～14:17)

(総務課入室)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、本陳情に関して、総務課の意見を求めます。

松崎総務課長

それでは陳情第4号につきまして、御説明を申し上げます。本陳情内容につきましては、市長宛てにも同趣旨の陳情が提出されております。陳情に対しての基本的な考え方について申し上げます。

陳情項目の1点目ですが、庁舎用エレベーターの設置についてであります。本庁舎は昭和53年の建築後、40年近くが経過し、あと10年ほどで耐用年数を迎えることから、現在、庁舎にかかる建物の劣化診断等必要な調査を実施をし、計画的な改修を予定しております。陳情にありますエレベーターの設置につきましては、市民の皆様の利便性向上につながることから設置場所の検討を進め、今後、この庁舎の改修計画等において検討すべき問題と考えております。

2年目の庁舎の3階に洋式トイレの設置をについてありますが、現在、市の庁舎には1階に多目的トイレ、1階及び2階の男女トイレに洋式トイレを設置をしております。3階につきましては議場側の男女兼用トイレに洋式トイレに設置がありますが、兼用のため使いにくいという御意見もあることから、庁舎の改修計画の中で3階の洋式トイレの設置につきましても検討を加えてまいりたいと考えているところでございます。

現在の状況としてはこのような状況でございます。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

竹原恵美委員

議場の前ののは男女兼用で1つあると。将来的には男女分けて様式をそれぞれに設けたいというところであって、まだそれ自体は決定はしていないというふうな。決定の事項とは言えないのでしょうか。

松崎総務課長

今、委員から御指摘のとおり、男女兼用ということで、庁舎が建築された時点でのそういう設定であったかと思えますけれども、今後、改修計画の中で、例えばどちら側にも男女をわけるのか。若しくは一方側を男性用、一方側を女性用という形で設定をし直すのか、そこも含めて今後検討していく必要があると考えております。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

濱田洋一委員

先ほど話をされたかと思うんですが、庁舎の3階に洋式トイレはない状況ということですか。

松崎総務課長

庁舎の3階につきましては議場側に男女兼用のトイレの中に洋式トイレ1器がございます

けれども、こちらの男女別のトイレには洋式トイレの設置がないというところがございます。

濱之上大成委員

この陳情に関して、ようやくそういうふう動きつつあることを30年にして感じるきょうこのごろですけど、私としてはですね、今、竹原委員がおっしゃいましたけど、単なる様式であれば入りにくいという女性の方もいらっしゃるでしょうし、そういった状況の中で、男女別のトイレに洋式をする時代であることを、ようやく執行部が動かれたなということではっきりしている1人であります。ただ問題は、こういったものは率先して、やっぱり早くしていただかんことには、もう市民会館もなくなりました。私の手すりだけでもつくってくれと言った、つくる前になくなりましたけれども。やはりこういうものは早目にさせていただくことを期待しながら質問を終わります。

松崎総務課長

市の庁舎等、公共施設についてはバリアフリーであるとか、衛生基準であるとか、率先して高めていく必要もあるかと考えていますので、今、委員の御指摘のとおり、そういう設備面について充実を図っていく必要があると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で総務課への質疑を終結いたします。

(総務課退室)

大田重男委員長

総務課への質疑が終わりました。

委員の意見を伺います。

竹原恵美委員

聞きますと、率先してしていかなければならないと言いながら、まだ決定にもなっていないところで推し進めることは時代の流れにも合っていた時期にこの陳情をもらったたんだらうと思います。

濱之上大成委員

私はこの陳情に対して、今、説明いただいた状況を考えますと、いよいよ前向きだと理解するところでありまして、果たしてこの陳情をどうすべきかというよりは、どうなんだろうというふうな考えの1人です。

[発言する者あり]

大田重男委員長

休憩します。

(休憩 14:25～14:29)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

木下孝行委員

私は所管課からも話を聞いたということもあり、以前からこの話は議会内でも、また執行部内でも議論されてきている部分だと認識しておりますので、趣旨は理解はしたいと思えます。ただ、中身の中に3階の洋式トイレの部分は現在、設置はしてあるということで、趣旨だけは理解したいなというふうに思っております。

濱之上大成委員

このエレベーター設置についてですけどね、長年、3階以上とか4階以上とか、建築の何かあったじゃないですか。それが今無くなったということで、今回説明を聞くとようやくそういう状況を調査し、前向きに動こうとしてるわけですからね、私としては別に採択する必要もないと思えますがね。

[発言する者あり]

その方向に動いているので。

渡辺久治委員

文書については一部間違っているところもあると。エレベーターについては長寿命化でできる見込みはあるということであれば、やはり陳情ですので趣旨採択でいかがでしょうか。

木下孝行委員

趣旨は理解はするとは言ったんですけれども、今の執行部が今後検討するなかです、していく中で、まだこの要望をするためにですね、継続して次の新たな委員会の中でこれを取り上げていくという考え方もあっていいのかなとも思いますよ。

濱田洋一委員

この陳情につきましては、先ほどもちょっと話をしましたけれども、長寿命化計画で市のほうで庁舎の計画的な改修、その中にエレベーター設置ということも話が出ておりました。これについてはですね、今後の行政の計画的な改修等の状況も確認しながら、そして進めていっていただきたいと思えますので。2番目につきましては、現実として3階にも洋式トイレが1カ所あるということで、若干陳情内容と違うんですけれども、そこら辺を考慮した中で継続審査ということでもよろしいかなと思えます。

[発言する者あり]

大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:34～14:52)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本陳情に関しては、皆さん御意見があるようですので、後日委員会を開きたいと思えます。それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、そのように決しました。

(休憩 14:53～15:03)

○所管事務調査について

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

次に本委員会の所管事務調査についてを議題とします。

本委員会では、災害対策について、再生可能エネルギー及び特別支援校育に関して調査を
してまいりました。先の委員会では、本定例会で所管事務調査について報告するため、これ
までの記録を配付し、本日、意見を集約させていただくとしておりました。そこで、各委員
の本調査に対する意見を伺います。それでは順次お願いいたします。

まず、災害対策及び防災のことについて。ここに恵美議員からの資料もありますけれども、
古賀市、それと多良木に行ったわけですね。御意見ありませんか。

濱田洋一委員

福岡県古賀市へ災害対策及び防災ということで、所管調査に伺ったんですが、その中で古
賀市の災害に対する備えということで、やはり防災対策の中核となる災害対策室、この対策
室の機器の充実が非常に図られていたなと感じた次第でした。まずは情報収集を行うという
ことで、その中でもプロジェクターがありまして、その中に画面上に雨量情報、河川水情
報、警報注意情報、レーダー等ですけども、いろんな機能が備わっているということであ
りました。また、対策室の中では、元々紙帯での情報を受け、それを使っていらっしゃる
ようでありましたけれども、やはりホワイトボードにですね、ホワイトボードというのを壁
一面に貼ってありまして、それにつきましてリアルタイムに情報を受けたのをそこに書いて
いらっしゃるという状況でありました。そして、一番びっくりしたのが、タブレット端末
を使った中で、行政の担当の方が24時間、それを自分で持っていらっしゃる、庁外、市
外に出ているとしても情報の伝達を対策室に送り込むことができる。それを基にして対
策室のほう住民の方にいろんな情報も提供できるというようなことで、非常に自動化とい
いますか、進んでいるなと感じた次第であります。今後、阿久根市においても、今現在の対
策本部ですとか、設置されるんですが、やはり可能な限りまずは情報収集を行うためにどう
いう連携を図っていくかと、関係機関とですね。そのようなことも今後充実させていただ
いたら大変ありがたいのかなと。それと行政だけではなくて一番大事なものは、行政が公助
であります。共助が自主防災組織を中心とした地域の防災体制。そして自助であります自
分の命は自分で守るといったこのことが非常に大切ではなかろうかなと改めて感じた次
第でありました。私のほうからは以上です。

木下孝行委員

一番の災害対策及び防災に関しては、2カ所視察をしたということで、古賀市においては
防災士が30名ほど確保できているということで、阿久根市は1名しかいないというそう
いう状況もあり、危機管理を十分していく上では防災士の育成は必要な問題ではないか
なあと
いうふうに感じたことと、多良木町のほうでは、空き家バンクをつくって災害時被災した
方に対しての家の確保を進めているというような話も聞いた中で、阿久根のほうは空き
家対策計画は策定しているけど、そこまで進んでいないという。今度、広域的な連携協
定を結んでいるところとも関係性を今後強めていく中では、そういった阿久根市じゃな
くともそういう被災をした自治体の受け入れをするためにも、空き家バンクを災害時
対応できるような形なんかも工夫して考えていかなければならないのかなというふう
に感じました。ただ、この問題はこれで終わりじゃないと思います。また選挙後の新
しい委員会でもまたこのことは取り上げてもらって、今後継続的に検討する課題の
一つだということをつけ加えて私の意見とします。

渡辺久治委員

古賀市の対策本部に行ってみてびっくりしたんですけど、これすごいなあと、プロジェクターやらダムやらの管理やら防犯カメラとか。しかし、今までの災害の歴史は大したことなかったと、それにしてもすごい予算だなと。それはその地方自治体の予算の大きさがうらやましいけれども、その辺を使ってるなということ強く感じました。阿久根市においてはそれははっきり言って無理ですから、そういうことではなくて、事情、事情に応じた対策を、あれは担当は1人でしたけれども、その辺ももっと担当が対応できるようにしてやっていかなければならないというふうに思いました。以上です。

竹原恵美委員

古賀市で学びましたのは、災害発生時の連絡、情報収集体制ほか現状で可能な範囲の自動化は必要であると思われました。多良木町では熊本地震を経験されて、広範囲の災害の場合には近隣も被災しており、離れた阿久根市との協定が一番頼りになると副町長の御意見を伺ったところです。担当職員が異動で変わるたびに合同の訓練は必要と総務課長も意見があり、合同の訓練をぜひ阿久根市と行っていただきたいと思えます。保健師のいる保健センターを女性、妊婦、乳児を持つ母親などの福祉避難所として利用を考えているという言葉は、阿久根市もぜひ検討いただきたいです。以上です。

西田数市委員

私は多良木町の防災のほうで、ペット関係をちょっと質問しました。やっぱり避難が長期であった場合に、ペット連れも家族の一員ですので、避難所は阿久根でも設けるべきじゃないかと思ってるところです。

濱之上大成委員

災害対策及び防災で、体験したところ非常に気配りは皆さん一緒だったなあとというふうに思っているのは、いわゆる小さい子供が職員の、発生時における出勤ですね、このことについてどこでもでしたが、要するに預かり場所が、子供の預かり場所がないのに職員は出ていかないかんとかこういう発想を持ったときに、非常に不安を持つ。こういうことであれば災害時における、どこだったかな、多良木だったかな、どこかの温泉を休みにして、そこの集まる場合もあるとあったけども、そういった休館にする場所をある程度特定をして、そこで協定をする保育園との連携をとって、災害時における緊急の子供を預かる場所を提供するというぐらいの気配り、目配りも必要じゃないかなというふうに私も申し上げたんですが。やはり渡辺委員もおっしゃいましたけれども、古賀市のいろんな情報の収集も素晴らしいものがありました。うちの海岸線40キロに関しても、まずは万が一の預かり場所を休みにしている保育園に補足する場所を提供、近づける、このことはですね田舎に行けば行くほど必要じゃないかなと思えます。その点だけは痛感をした1人です。

大田重男委員長

次にですね、再生可能エネルギービジョン、糸島市と八女市に行きましたけど、ここで感じた意見をお伺いしたいと思えます。

木下孝行委員

再生可能エネルギービジョンということで、非常に再生可能エネルギーの利用というのは難しい部分も多くある中で、阿久根市がどのような再生計画というかエネルギービジョンをもっていくかというのは非常に難しい部分もあるのかなと。今回の当初予算でも木質バイオマスの計画もあるようでございますし、ただ何が一番阿久根市にふさわしいかはなかなか見い出せない部分もあるのかなと思えます。風力、メガソーラーいろいろあるんでしょうけども、そういう中でなかなか結論をここで何がいいとかいうのは大変難しい中で、ただ一つ

言えるのは、将来的に32年度から森林環境税、そしてその譲与税が35年から開始され、市町村の森林が自治体によって伐採して、それをまた増殖していくという循環型の森林の再生が進める中で、木質バイオマスというのは非常に需要は出てくる可能性はあるなあとは思いますが、ただ利用する施設、どういうことで利用していくかというのは非常に課題も多くある中で、今回は特段結論付けて、何がよいという考え方には至らなかったというのがそのままです。

渡辺久治委員

八女市のバイオマスボイラーに関しては、年間2,700トンくらい燃料使っていて、CO₂はということで聞いたんですけども。実際にこの燃料もなかなかなくてですね、そこら辺はいろんなところから交付金や補助金を交付して集められる。そういう状況を聞いてこれはなかなか何のためにやってるのかなというのを感じました。阿久根市も今年度、それをやるわけですけども、B&Gでですね、その辺は本当に燃料とかそういうのはちゃんと確保できるのかということをよく考えて、効率的で本当にやってよかったなあというふうにもっていけるようにやっていただきたいなと思います。以上です。

竹原恵美委員

2カ所エネルギービジョンに対して見ましたけれども、一つは大きい都市であって、企業や大学と組んで採算性のある事業のみを行っている。そしてすべて確立されていないもので、実験の場を提供しているというふうに見られました。そして八女市のほうは市の税金を投入した運用をしているという現実がありまして、どちらも採算の取れる現実的なものではまだなく、確立されていませんでした。現時点で阿久根市の実行は難しいと見られました。行うのであれば小規模での実験段階を踏むこともぜひ考えていただきたいし、未利用材の活用だけに着目せず、全体の運用構想が必要です。用意は周到に行っていただきたい。そして過大な投資をしないことをぜひ望みたいです。

濱田洋一委員

八女市での再生可能エネルギービジョンの施設研修ということで、バイオマスを使ったボイラーの実証実験というのがされておりまして、この実証実験の中で経費が高くなったということがありまして、今は今後検討するというような状況で、何と言いますか非常に難しいんですが、木質バイオマスと重油との連動によるそういった再生可能エネルギーの生産ということだったんですけども、まずは使う用途に応じて、かつボイラー自体の機器もでしょうし、また、重油と木質バイオマスをリンクした中で当阿久根市としてもそういう計画をされておりまして、そこら辺を概算でいろんな試算をされていると思いますけれども、頑張ってくださいなというふうに思います。

濱之上大成委員

何も意見はないんですけどもね、皆さんの御意見を聞いて思い出したのは、ほとんどため息が出るばかりでした。以上です。

西田数市委員

私は八女市の再生可能エネルギーのバイオマス、ものすごい経費がかかるから阿久根ではちょっと無理かなと、やめた方がいかなと思いました。以上です。

大田重男委員長

次に、学校の規模適正に及び義務教育学校について御意見を伺いたいと思います。

木下孝行委員

学校の規模適正化及び義務教育学校については、視察地で聞いても、視察地に行っている

いろ学んできましたけれども、どこの自治体も長い間の期間検討してきて、そして実現しているということでありました。阿久根市もほうも我々委員会の活動によって、検討委員会が一昨年設置され、大川中学校来年から統廃合という形で進んだということは一つ我々の委員会の活動の成果かなというふうに思っております。そういう意味では担当教育委員会のほうに、今後も継続しながら阿久根市全体の適正化を検討しながら、地域とPTAとの連携を深めて、継続して頑張ってもらおうということを私は考え思っただけでそういう意見になりました。

濱田洋一委員

学校の規模適正及び義務教育学校ということで研修をさせていただきましたが、先ほど木下委員からもありましたとおり、どこの自治体もやはり将来あるべき学校の姿というのをですね、7、8年前から想定されていて、それに向かって保護者の方々、または地域の方々といろんな協議をかなりの回数を重ねられているなというふうに感じた次第でありました。私どもの阿久根市としましては、学校規模適正化協議会は立ち上がり、また、各小規模校の学校の保護者の方々ですね、いんな意見交換を交え、今後の在り方ということで検討されておりますけれども、しかしながらもっと踏み込んだ形で、将来阿久根市の児童生徒数が何年後にはどのくらいになるよという見込みがある程度ありますので、そこを踏まえた中で今何をすべきかというのをもう1回、市としても検討していただいて、新たなことをやるには大変ですが、将来的にあんときは難儀したいどんよかったねえと思えるような学校のあり方というふうにしていただければ大変ありがたいと思います。以上です。

渡辺久治委員

私の場合は一番特徴というか、準備を進めてきて一斉にやったことだと思いますね。小学校が幾つかあって、3つの中学校枠にすべてを集約してやるということをやらずにではなくて、2年くらい期間をかけて一斉にやったと。そのことが本当に今につながっているなと思います。多久市の理念というものを子供たちに教える場も設けられていると。それをやったのは、その前々からやってきたのは教育長だと聞いたんですが、その辺を別に真似をする必要はないんですけども、やはり阿久根もある程度、このままではだんだん、じわじわときますので、それをじわじわと少しずつ小分けにやるのではなくて、いつごろを目途に一斉にやるということを考えてどういうふうにするか小中一貫校にするかそれはまた別ですけど、その辺もちゃんと考えてその場のしぎにならないようにやってもらいたいということです。以上です。

濱之上大成委員

渡辺委員もおっしゃいましたがね、阿久根市よりも大きいまちなのに10年計画、それくらいの状況の中で一遍にやったと。このことを考えるとクラブを作るにしても、サッカーにしてもですねソフトボールにしても、クラブ活動によって各学校が集まるというくらいに生徒が足りてない。このことを鑑みるとやはり小中一貫校ということを目指して計画していくべき時期にきてるのではないかなというのを私としては感じました。

竹原恵美委員

学校規模の適正ですが、小規模または過小規模といわれる学校というのは先生の配置や機器、備品など教育の充実の与える不利益が大きいなあと、整備された学校を見て比較して思われました。今回見学した八女市では、個々に自らに適した教育の環境を選ぶことができるようになってきています。選択を進めることで本人の意思を尊重して選択させることも一つ子供たちにとってはメリットがある、今阿久根の中では違う目的にはないことで学校を選ぶ理由を一生懸命つくって、移っているのも聞かれています。これも検討していただ

きたい。学校をつくる時には選ばれる学校づくりをぜひしていただきたい。9年生への統合して、教職員の研修も盛んに行って、選ばれる学校が残っていくんだという体制も必要ではないかと思いました。以上です。

大田重男委員長

次に、普通学校、特別支援学級における支援教育について感じたことをお願いいたします。これは西田委員の御要望でした。

竹原恵美委員

八女市を学びましたけれども、生徒も先生も小学校中学校の連携をととても強化しておられて、小学校卒業した後の中学校の状況、中学校に上がってくる子の小学校での状況を見に行くということが盛んにされているようです。そして支援を必要とするお子さんとみられる家族への話は、専門科を活用して相談の体制をつくっておられました。それには学校と保護者間に軋轢が生じないようにという配慮があったようです。このような専門家を活用した相談体制を阿久根市もぜひ検討していただいて、支援を必要なお子さんに手が延びるように配慮をぜひ検討いただきたいです。

濱之上大成委員

この普通学級と特別支援学級についてちょっと聞いたんですけど、そこもやっぱり両親と校長、教頭、他人との面接という捉え方があったんですね。私どもの阿久根にとってはですね、三者面談という捉え方よりも、四者、五者面談ぐらいをするべきだろうと私は個人的に思っています。先ほどの小中一貫校も申し上げたのは、やはり現状としては非常に線引きをする場合にも難しいところがあります。現状は、普通学級にグレイゾーンにいる場合は、親は普通学級でとか思うんですが、第三者の立場であるじいちゃん、ばあちゃんの私たちからすると、最初は診療所に入ってというほうで今回はしたんですが、そういう状況の中でも今たまたまアネックス等もありますので、福祉課にお願いしてこうして勉強中なんですけど、やはりそこに追いつく、追い越せというのが出てくるので、今後の問題としては、将来は小中一貫校ですが、こういったものについては連携を取っていただいて、福祉課あるいはそういったものと、今学校教育課と福祉、非常に職員が足りてない状況を鑑みると大変なんですけど学校の先生、保育園、そして学校教育課の職員、こういった連携をきちっとしていただくことをつくづく研修に行って感じてまいりました。以上です。

木下孝行委員

特別支援学級の充実に関してはですね、小学校の高学年から中学校の低学年、そこからの移行時に大きな壁があるという話も聞いておりますし、現実そうだろうと思います。また、特別支援員の人材が足りないというところもあり、阿久根市でも現在たぶん充足はしてないだろうと思う状況でありますし、そうした支援員の育成・確保も今後重要でありますし、そうした中一の壁というそういうのをなくすためにも、小中が連携しながら生徒の性格とかすべてを把握しながら、小学校から中学校に移行するようなそういった形をより強くつくっていくということが大事だなと、今回の調査で感じたところです。

渡辺久治委員

私は自閉症の児童生徒に対するタブレットの意思表示は考えてるということでしたが、それをどのように使ってるかというのを聞いたんですけど、まだまだ段階的にはうまくいってないけれども、これからそういうアプリもどんどん開発されていくので、一つの方法として探っていくということを言われました。やはり意思表示が、自閉症の子供というのは自分の口じゃ何も言えないし、自分の感情を表現できないというのがありますから、その辺をタブ

レットを使ってやっていく方法というのは今からのＩＣ産業は進んでいきますので、探っていくべきだなとそういう意見があったなと思います。

大田重男委員長

それではただいま出された意見について、委員長において集約し、報告したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めそのように決しました。

以上で、本日予定しておりました日程はすべて終了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告及び委員長報告及び議会だよりの総務文教委員会に関する原稿につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

以上で総務文教委員会を散会いたします。

(散 会 15時34分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男